

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 10月 26日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市高砂町宮前町1番8号

氏名 株式会社カネカ 高砂工業所
高砂工業所長 落合 計夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-3181-4434

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社カネカ 高砂工業所
--------	---------------

事業場の所在地	兵庫県高砂市高砂町宮前町1番8号
---------	------------------

計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
------	------------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
--------	--

②事業の規模	
--------	--

③従業員数	
-------	--

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	
---------------------	--

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

--

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】	別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t	t
②計画	【目標】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度実績）】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1159	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストへの移行を完了した(2019年度末)			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和元年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	1130	1100	0	0	0	0	0	0	0	0	1130	1100	1030	1000	1130	1100	401	400	0	0
7010 引火性廃油(有害)	0.002	0.002	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0	0	0	0
7100 強酸	28	25	0	0	0	0	0	0	0	0	28	25	28	25	28	25	0	0	0	0
7110 強酸(有害)																				
7200 強アルカリ	0.05	0.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0	0	0	0
7210 強アルカリ(有害)																				
7300 感染性廃棄物	0.16	0.15	0	0	0	0	0	0	0	0	0.16	0.15	0	0	0.16	0.15	0	0	0	0
7411 廃PCB等	29	25	0	0	0	0	0	0	0	0	29	25	0	0	29	25	0	0	0	0
7412 PCB汚染物	391	350	0	0	0	0	0	0	0	0	391	390	391	390	391	390	0	0	391	390
7413 PCB処理物																				
7421 廃石綿等(飛散性)																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 鉱さい(有害)																				
7424 燃えがら(有害)																				
7425 廃油(有害)	0.002	0.002	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0	0	0	0
7426 汚泥(有害)	0.02	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0	0	0	0
7427 廃酸(有害)	0.002	0.002	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0	0	0	0
7428 廃アルカリ(有害)	0.02	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0	0	0	0
7429 ばいじん(有害)																				
7440 廃水銀等																				
7440 廃水銀等(有害)	0.05	0.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0	0	0	0
合計	1578	1500	0	0	0	0	0	0	0	0	1578	1540	1449	1415	1578	1540	401	400	391	390

別紙2（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1 6 2 1 ソーダ工業
②事業の規模	製造品出荷額 1, 7 8 6 億円 （令和元年度実績）
③従業員数	1 4 5 9 人 （令和2年3月31日時点）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり（図-1、図-2）

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>工業所における産業廃棄物の適正な管理及び処理を行うため、関連する法令、その他の規制を遵守する。また、ISO-14001のシステムを活用することにより、廃棄物に関して下記の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域住民の快適な生活環境を維持確保するため、行政の環境施策に協力する。 ②環境負荷低減を継続的に実施するため、廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等を通じた適正な処理・減量・減容化、リサイクル品の活用等を図っていく。 ③発生した産業廃棄物は、自らが処理することを原則とする。 ④処理業者に委託する場合は、その処理が適正であるか確認し管理を行う。
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>引き続き、工業所における産業廃棄物の適正な管理及び処理を行うため、関連する法令、その他の規制を遵守する。また、ISO-14001のシステムを活用することにより、廃棄物に関する事項を実施する。</p>

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>工場内で発生した産業廃棄物は、発生部署の工程毎に決められた場所にて種類毎に分別・表示をおこない保管している。</p>
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>引き続き、発生部署にて種類毎に分別・表示をおこない保管の徹底を継続する。又、保管場所の飛散・漏洩等の不具合箇所の改善を実施し更なる保管状況の徹底を推進する。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物の発生部署は医薬品製造部門の廃油／廃アルカリ／廃酸と従業員の健康促進のために設置している健康相談室から発生する医療廃棄物である。 処理業者に委託する場合は、その処理が適性であるか確認し業者選定をおこなっている。 外部再生処理業者を選定し、廃棄物リサイクル（再生利用・再資源化・燃料化等）を図り、埋立処分量”0トン”に積極的に取り組んでいる。
②計画	(今後実施する予定の取組) 医療廃棄物は主に春季及び秋季の定期法定健康診断によって発生するものである。従ってここでは、医薬品製造部門で発生する廃油/廃アルカリについての計画を策定する。 医薬品製造部門は多品種生産及び新品種の開発という事業特性のため、生産する品種により発生する廃棄物の組成及び量の変動するが、下記の考え方を前提に抑制計画を作成し実施する。 (基本的な目標設定の考え方) ①各品種の製造条件を見直すことにより、廃棄物の発生量を抑制する ②廃棄物の組成別分類を確実に実施し、有効活用の比率を高める。 委託先の処理が適正であるかの現地確認を継続する。 今後も継続的に外部再生処理業者との再利用・有効活用の検討を更に進め、廃棄物リサイクルを推進し埋立処分量”0トン”に積極的に取り組んでいく。

別紙3

図-1: 製造フローシート

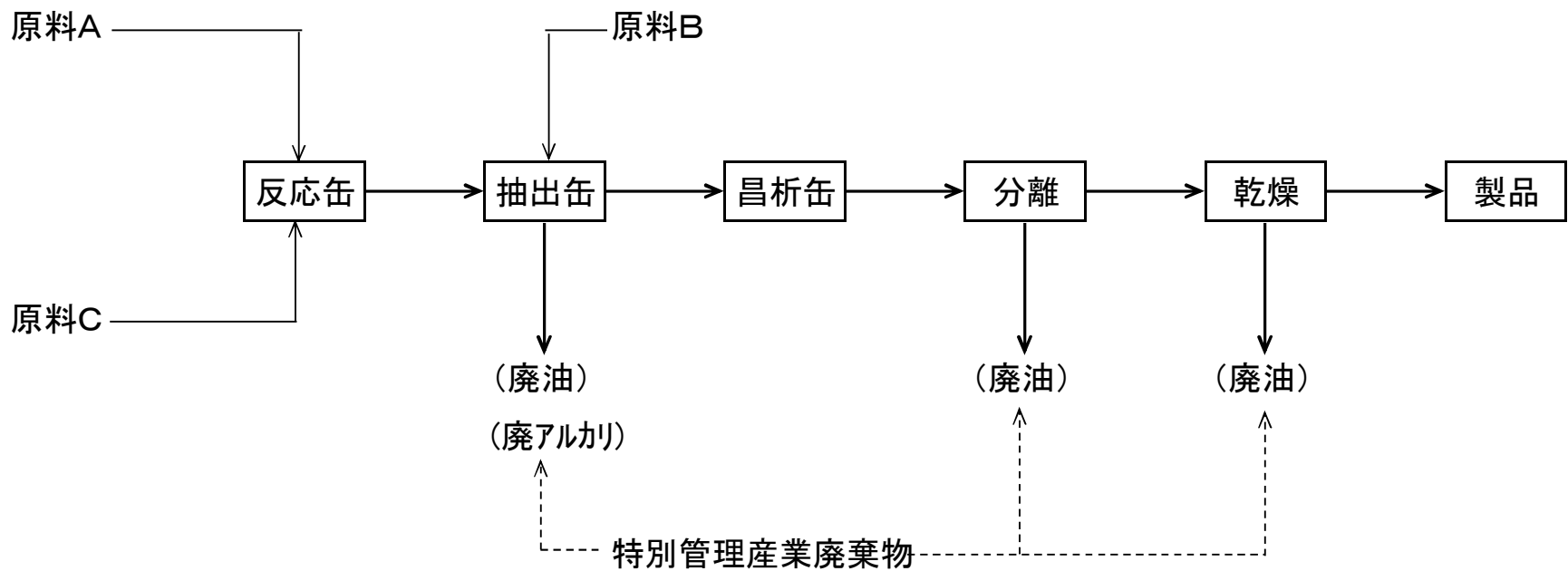
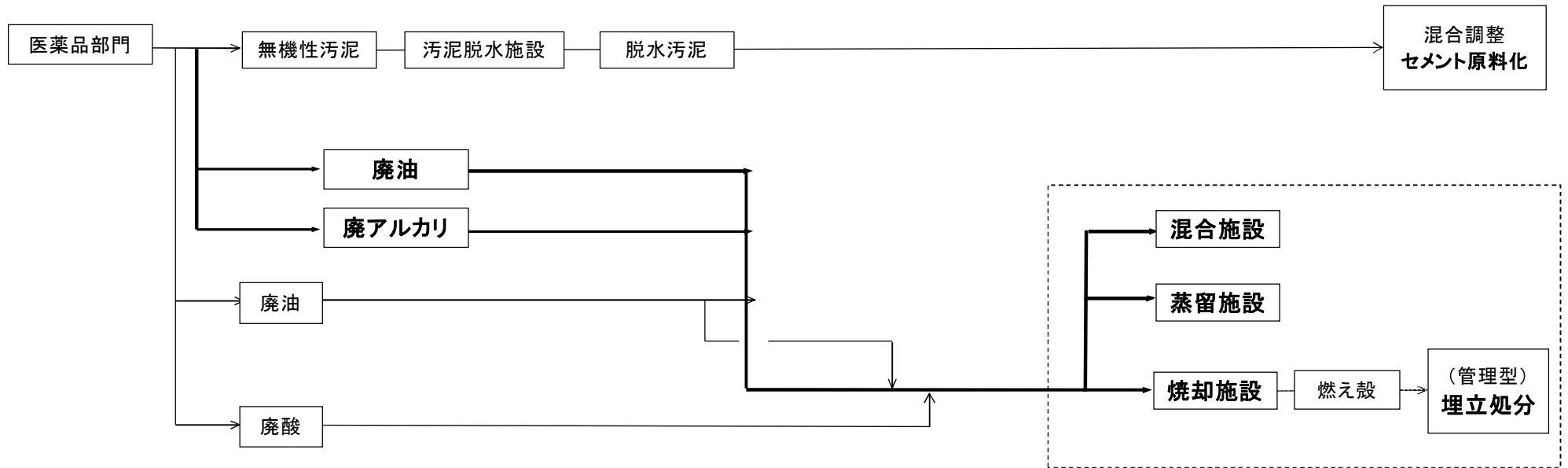


図-2: 特別管理産業廃棄物処理フローシート

発生源 廃棄物 処理・処分

→ 自社処理の流れ
→ 特管物の流れ
----- 委託処理処分の範囲

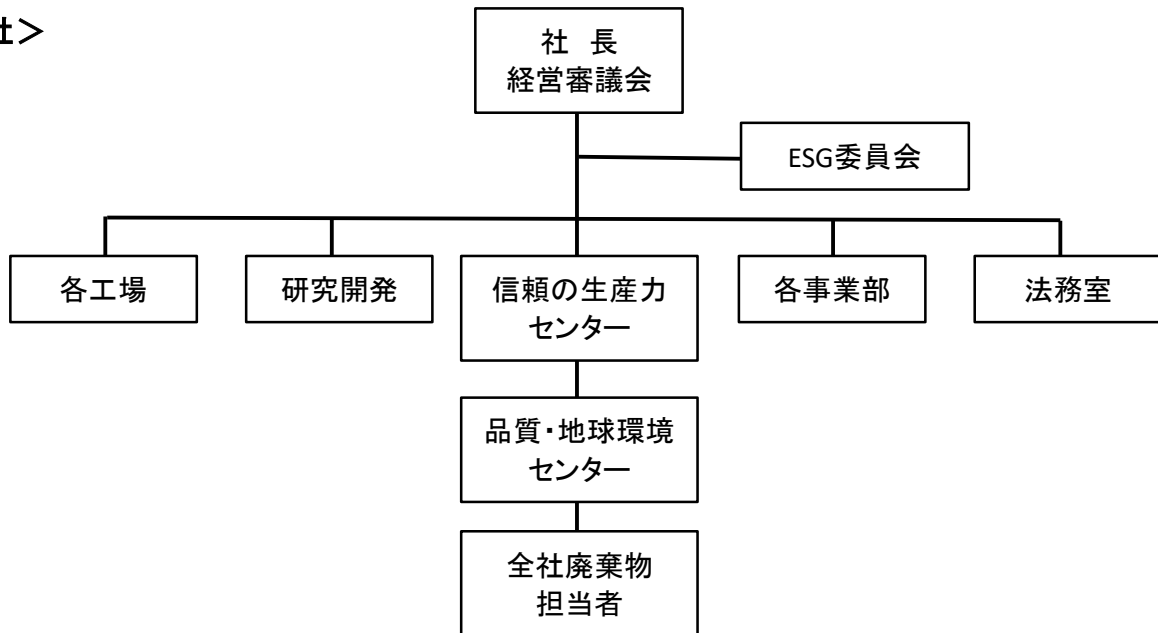


別紙4

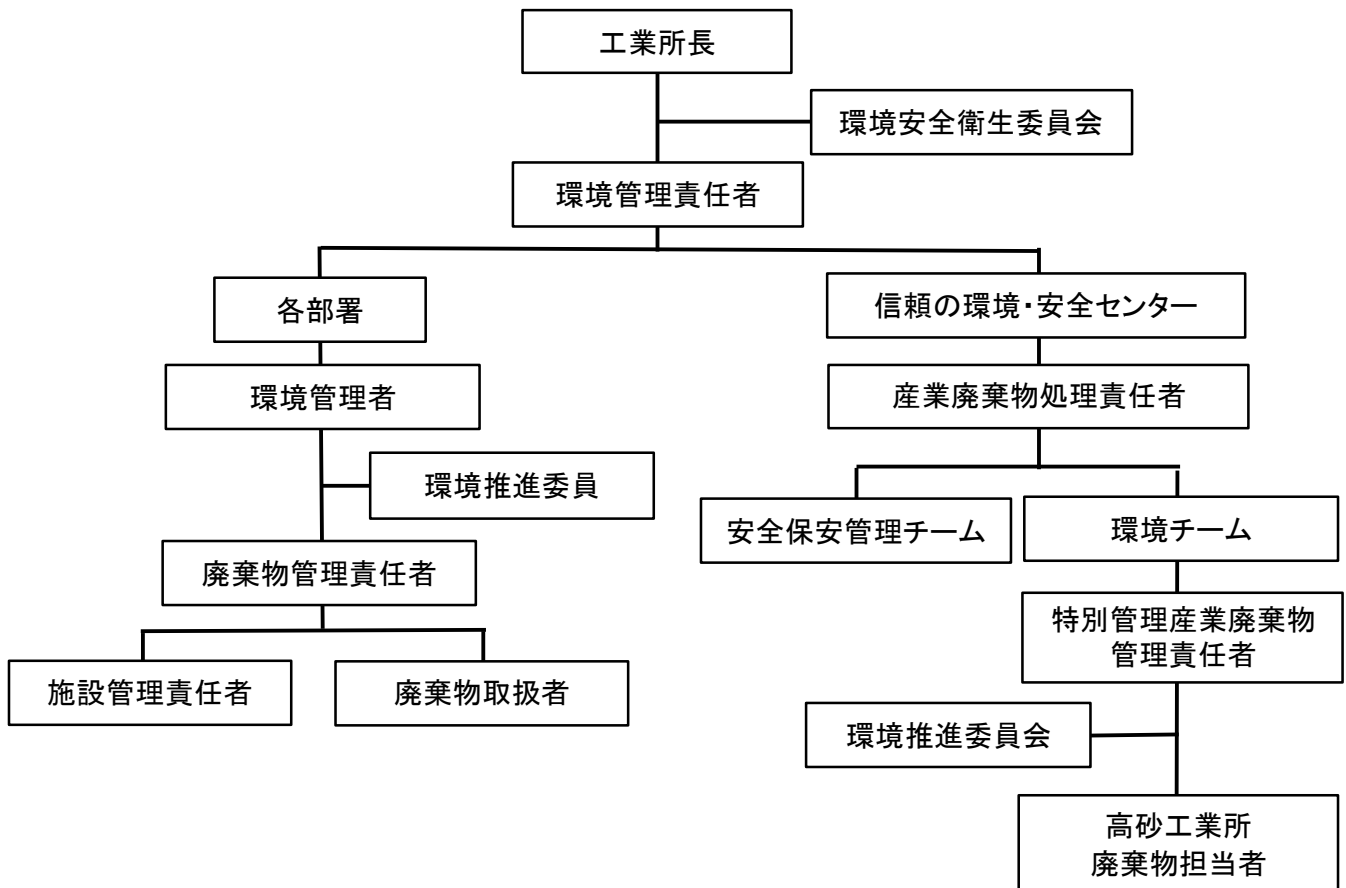
○産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)廃棄物取扱い関連の管理体制図

<本社>



<工場> (廃棄物関連組織)



別紙4

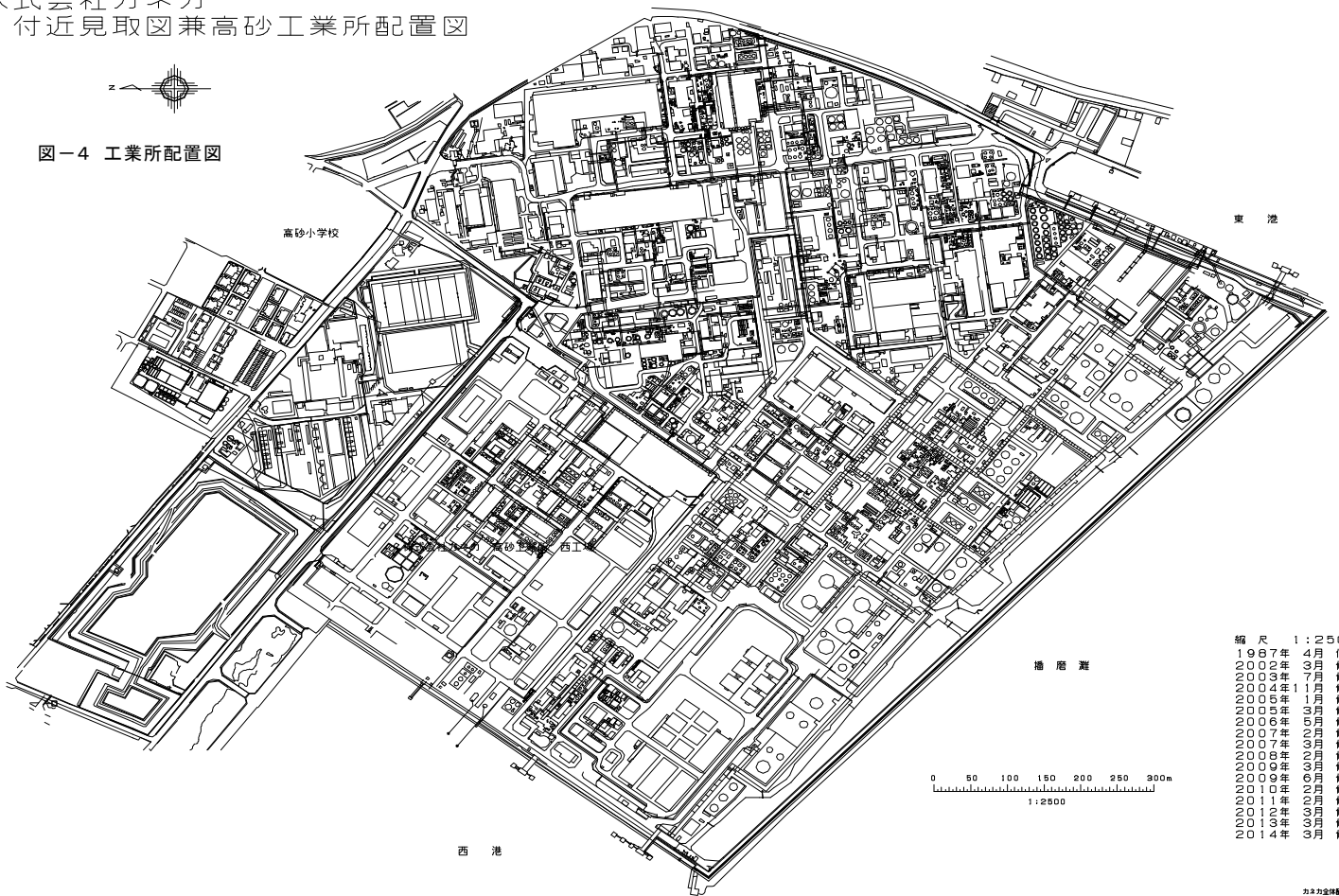
(2)責任者及び管理体制

総括責任者	所属:高砂工業所 常務執行役員 高砂工業所長
廃棄物管理	部署:信頼の環境安全センター 信頼の環境安全センター長 部署人員:15名 (環境チームリーダー)
環境安全衛生委員会	本委員会は、環境関係法(廃掃法、大防法、水濁法等)安全・衛生関係法(労安衛法、消防法等)並びに国際環境規格ISO-14001に基づき、工業所の環境・安全・衛生及び防災・保安に関する事項を審議し、環境・安全の保全並びに汚染の予防に努めることを目的とする。 委員長:工業所長 副委員長:信頼の環境安全センター長 委員 :環境管理者、産業医、各法定管理者、労働組合、各部署長 事務局:安全保安管理チーム
環境推進委員会	大気及び水質による環境への負荷低減並びに廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等の適正な処理、減量、減容化、リサイクル品の活用等々のための諸施策の策定とその水平展開をISO14001のシステムを活用し継続的に、環境への負荷低減を図ることを目的とする。 委員長:信頼の環境安全センター長 委員 :各部署の環境推進委員 事務局:環境チーム
環境管理責任者と環境管理者	環境管理責任者は工業所全体の環境マネジメントシステムが継続的に適切且つ有効に機能するように、また、環境管理者は、自部署について、同様の次ぎの業務を行う。 環境管理責任者:信頼の環境安全センター長 環境管理者 :主として、製造部長、グループリーダー、センター長が該当。 (1)環境目的・目標及び計画の立案並びに自部署における決定と実行。 (2)環境マネジメントシステムの見直し (3)その他、環境マニュアルに準ずる業務
産業廃棄物処理責任者(法定)	工業所の廃棄物の処理等につき総合的責任とこれに伴う権限を有し、次ぎの業務を行う。 産業廃棄物処理責任者:信頼の環境安全センター長 (1)廃棄物処理等の総合的な企画及びその推進 (2)廃棄物処理施設の設置等の計画及び維持管理の指導 (3)保管、収集運搬、処理・処分等についての指導 (4)廃棄物の発生量の抑制、有効活用の促進、分別回収等の適正な処理、減量、減容化、リサイクル品の活用等々のための指導又は助言。 (5)その他廃棄物の処理等について管理上、必要な業務。
特別管理産業廃棄物管理責任者(法定)	工業所の特別管理廃棄物の処理等につき総合的責任とこれに伴う権限を有し、産業廃棄物管理責任者と同様の業務を行う。
処理施設の技術管理者(法定)	処理施設の運転及び維持管理について次ぎの業務を行う (1)処理施設の運転及び維持管理に必要な作業標準の作成 (2)処理施設の点検、異常に対する措置に関する指導 (3)その他必要事項の測定、記録と処理施設の技術管理上必要な業務。
処分地の管理責任者及び技術管理者	自社処分地の管理責任者及び技術管理者は、定められた管理手順に従って、処分地の適切な管理を行う。 (1)処分物の種類及び量の記録と報告及び記録の保管。 (2)処分地の排水処理、粉塵の発生又は飛散等の監視。 (3)その他、規制基準遵守のために必要な措置。
廃棄物管理責任者	廃棄物管理責任者は、各課の職制上の長とし、当該課における廃棄物の処理の処理等について次ぎの業務を行う (1)廃棄物の処理等に関する法令並びに方針、手続き、標準等の周知徹底。 (2)廃棄物の発生量の減少並びに再生利用等について検討・立案。 (3)廃棄物の保管、収集運搬、処理及び処分等についての指導。 (4)廃棄物に関する必要事項の測定の指示及び確認。 (5)廃棄物に関する届出書、報告書等の原案の作成。 (6)その他、当該課の廃棄物の処理等について必要な業務。

株式会社力ネ力
 付近見取図兼高砂工業所配置図



図-4 工業所配置図



縮尺	1:2500		
1987年	4月	作成	
2002年	3月	修正	
2003年	7月	修正	
2004年	11月	修正	
2005年	3月	修正	
2006年	5月	修正	
2007年	2月	修正	
2007年	3月	修正	
2008年	2月	修正	
2009年	5月	修正	
2009年	6月	修正	
2010年	2月	修正	
2011年	2月	修正	
2011年	3月	修正	
2013年	3月	修正	
2014年	3月	修正	